

「パートナーシップ構築宣言」

当行は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携

当行グループ全体のソリューション機能を発揮し、ビジネスマッチング、M&A、事業承継、人事制度改革、BCP策定等のお客様の課題解決支援に積極的に取り組み、地域の持続的成長に貢献してまいります。

b. デジタル化支援

取引先の業務効率化や営業力強化に向けたデジタル化支援に取り組むとともに、非対面チャネルの拡充やキャッシュレス化等、事業や暮らしに役立つサービス・情報の提供に取り組んでおります。

c. 専門人材マッチング

2020年4月より、当行グループにて取引先企業への人材紹介業務を開始し、お客様の経営課題解決に向けて、適切な人材紹介やマッチング、副業人材紹介等の支援に取り組んでおります。

d. 健康経営支援

SDGsコンサルティングの一環として、地域企業の健康経営支援に取り組んでおります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

① 価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者から協議の申入れがあった場合には協議に応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど下請事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、親事業者は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書のひな形に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他

当行は、「お客様、地域、社員とともに、より良い未来を創造する「地域価値共創グループ」への進化」という10年ビジョンを掲げ、当行グループが持つ資源やネットワークを地域のお客様と共有し、地域総合金融機能と地域産業振興機能を発揮することでお客様・地域をはじめとしたステークホルダーとの価値共創を図り、自らの企業価値向上と持続可能な地域社会の実現に積極的に貢献してまいります。

2021年10月8日

株式会社 肥後銀行

代表取締役頭取 笠原 慶久